

茨城県農村経済力測定調査 (その1)

(昭和28年7月分)

調査課 縣勢調査係

ま え が き

本県就業者の68%を占める農民がどのような生活を営み、本県の重要な産業の一つである農業がどのように経営されているかを知ることは農民一般にとつても大きな関心事でなければならない。更に本県農業の実態を明確には握することは農業諸施策を講ずる上からも不可欠の要件である。従来本県においては耕地、ならびに作物収穫についてはある程度満足出来る資料をそなえているの

であるが、農業の実態を経済面からつかんだ資料は皆無の状態である。このため本調査は昭和28年7月から一年間にわたつて行われているものでありここに公表するのは7月分である。

この結果を利用される方の便を計つて今回は調査の概要をも説明し、次回からは「今月の動向」として結果を述べるつもりである。

— 調査の概要 —

統計調査を正確に行うには調査客体を一つのこらず調べるのが最良の方法なのである。しかし、この種調査のように毎日、毎日の現金、現物の出し入れを記入していたゞく調査にあつては、全県21万の農家に依頼することは不可能なことである。従つてこゝに標本調査の形式をとらなければならないのであるが、この調査に使用した調査の標本選定方法は比例抽出法に基いて行つたものである。

1 標本選定要領

A 調査町村の選定

- イ 比例抽出法の条件として調査対象となる集計集団を若干の属性に分類する必要があるのでまず本県を、地勢、気象、ならびに農業経営の特殊性から総合開発の五地区、すなはち、多賀地区(市町村数16)久慈地区(市町村数47)、那珂地区(市町村数59)霞ヶ浦地区(市町村数123)、常総地区(市町村数121)に分けた。

- ロ 次にこれらの市町村を下の耕地率(耕地面積÷総面積)によつて4通りに分けた。

| 耕地率 | 30%未満 | 30~50% | 50~70% | 70%以上 |
|-----|-------|--------|--------|-------|
| 呼 称 | 山間部 | 準山間部 | 準平坦部 | 平坦部 |
| 符 号 | 1 | 2 | 3 | 4 |

- ハ 更に水田率(田面積÷耕地面積)によつて3通りにつまり一地区内を12通りに分けたわけである。

| 水田率 | 80%以上 | 50~80% | 50%未満 |
|-----|-------|--------|-------|
| 呼 称 | 田 作 | 田作兼畑作 | 畑 作 |
| 符 号 | 1 | 2 | 3 |

- ニ これらを一括して表にあらわせば

| 耕地率 | 水田率 | 多賀地区 | 久慈地区 | 那珂地区 | 霞ヶ浦地区 | 常総地区 | 計 |
|-----|-----|------|------|------|-------|------|-----|
| 1 | 1 | — | 1 | — | — | 1 | 2 |
| 1 | 2 | 12 | 12 | 5 | 19 | — | 48 |
| 1 | 3 | 3 | 13 | 16 | 10 | 3 | 45 |
| 2 | 1 | — | — | — | 6 | — | 6 |
| 2 | 2 | 1 | 4 | 4 | 26 | 7 | 42 |
| 2 | 3 | — | 6 | 24 | 43 | 36 | 109 |
| 3 | 1 | — | 1 | — | 3 | — | 4 |
| 3 | 2 | — | 5 | 3 | 9 | 30 | 47 |
| 3 | 3 | — | 5 | 6 | 6 | 28 | 45 |
| 4 | 1 | — | — | — | — | 4 | 4 |
| 4 | 2 | — | — | — | — | 5 | 5 |
| 4 | 3 | — | — | 1 | 1 | 7 | 9 |
| 合 計 | | 16 | 47 | 59 | 123 | 121 | 366 |

これらの市町村の分類はカード法によつた。

- ホ これら耕地率、水田率に分つたものから比例により、1,2から2町村、2,3から1町村、2,2から2町村、2,3から4町村、3,2から2町村、3,3から2町村、4,3から1町村、計14町村を各郡に1町村あて抽出した。これが次の二つの表である。

| 地区名 | 割合 | 抽出町村数 | 町村群の所属する郡名 |
|------|----------|-------|------------------|
| 多賀地区 | 366分の16 | 4.3 | 1 多賀 |
| 久慈〃 | 366分の47 | 13.0 | 2 那珂、久慈 |
| 那珂〃 | 366分の59 | 16.0 | 2 東茨城、西茨城 |
| 霞ヶ浦〃 | 366分の123 | 33.7 | 5 鹿島、行方、稲敷、新治、筑波 |
| 常総〃 | 366分の121 | 33.0 | 4 真壁、結城、猿島、北相馬 |
| 計 | 366分の366 | 100.0 | 14 |

| 耕地率、水田率 | 町村数 | 割合 | 抽出する町村数 | 抽出する町村群の所属する郡名 |
|---------|------|--------|---------|----------------|
| 1.1 | 2 | 2.2 | — | |
| 1.2 | 48 | 50.5 | 2 | 多賀、行方 |
| 1.3 | 45 | 47.3 | 1 | 鹿島 |
| 計 | (95) | (25.8) | (3) | |

| 耕地率、水田率 | 町村数 | 割合 | 抽出する町村数 | 抽出する町村群の所属する郡名 |
|---------|-------|--------|---------|----------------|
| 2.1 | 6 | 4.9 | — | |
| 2.2 | 42 | 26.5 | 2 | 稲敷、筑波 |
| 2.3 | 109 | 69.6 | 4 | 那珂、西茨城、新治、北相馬 |
| 計 | (157) | (43.0) | (6) | |
| 3.1 | 4 | 4.3 | — | |
| 3.2 | 47 | 48.9 | 2 | 久慈、真壁 |
| 3.3 | 45 | 46.8 | 2 | 東茨城、猿島 |
| 計 | (96) | (26.1) | (4) | |
| 4.1 | 4 | 22.3 | — | |
| 4.2 | 5 | 27.7 | — | |
| 4.3 | 9 | 50.0 | 1 | 結城 |
| 計 | (18) | (5.1) | (1) | |
| 合計 | 366 | 100.0 | 14 | |

B 調査農家の選定

イ 比例抽出法の第二段階として、既成の資料から統計集団の各階級別の構成比に一致するように標本の各階級別割当数を定めなければならないので、経営耕地面積5階層別に標本の構成比が母集団の構成比に一致するように選定しなければならないのであるが、本調査においては広く各階層の経済内容を知らうとする欲望から各階層あて一戸、残りを比例抽出法に従ったので実際の平均経営耕地面積より若干上廻る結果を生じたのである。亦各郡の事務量を勘案して7戸あてとしたので、町村毎の比例には若干の差違を生じたが、これは別に結果には何ら影響のないことなのである。

これが次表である。

| 地区名 | 郡名 | 町村名 | 経営耕地面積広狭別農家数 | | | | | |
|-------|-----|------|--------------|-------|---------|---------|------|----|
| | | | 5反未満 | 5反~1町 | 1町~1.5町 | 1.5町~2町 | 2町以上 | 計 |
| 多賀地区 | 多賀郡 | 櫛形村 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 久慈地区 | 久慈郡 | 佐竹 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 那珂郡 | 大賀 | 2 | 2 | 2 | 1 | — | 7 |
| 那珂地区 | 東茨城 | 飯富 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 西茨城 | 安戸町 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 霞ヶ浦地区 | 行方 | 香澄村 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 筑波 | 小田 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| | 稲敷 | 古渡 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 新治 | 栗原 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| 常総地区 | 鹿島 | 鹿島町 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 北相馬 | 稲戸井村 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| | 真壁 | 五所 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 7 |
| | 結城 | 長田 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| | | 長蚕 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 7 |
| 抽出町村計 | | | 24 | 26 | 20 | 15 | 13 | 98 |

統計表を利用するための

1、調査の目的

この調査は現下県政策の基本資料たらしめる目的で農家の経済面から農業経済の構成を調査し本県農業経済の特質を明らかにし、この資料にもとづいて農業界

民所得の推計分析と農家経済の取引の対象となる諸商品の交換、支払価値をも併せて知らうとするものである。

2、調査の期間

昭和28年7月1日から昭和29年6月30日まで

3、調査の範囲

県内を総合開発の5地区に分ち、更に耕地率、水田率により細分類したもののうちから各郡1町村、1町村当り7戸、計98戸の農家を抽出調査する。

4、調査事項

(1) 日計簿

- イ 現金収支
- ロ 生産現物家計仕向
- ハ 現物外部取引
- ニ 掛取引

(2) 現物日誌

- イ 現物収支

(3) 原簿

- イ 土地
- ロ 建物
- ハ 農機具
- ニ 植物
- ホ 動物
- ヘ 未処分生産物
- ト 購入現物

チ 現金
リ 準現金
ヌ 負債

但し、原簿についての各調査事項は年の総決算において減価償却又は財産の増減として判明することなので今回のものには載っていない。

5、この調査がとつている約束

俸給生活者は自己の労働又は技術を販売することにより生活するものであるのに対し、農民それ自体は生産手段を有し、資本を投下することにより生活を

営んでおるものであるので農家の経済面に関する調査は俸給生活者の生計費調査と異り、収入は一方ではなく、また支出面においても単に現金支出ばかりでなく自家生産現物を自家で消費するものなのでこれらもすべて生産者価額又は農家軒先価額で評価しなければならない手数があるわけである。

従つて今度の調査については自家生産現物の自家消費は、米にあつては10月まで旧生産者価額7,550円で換算してもらい、11月分からは新生産者価額8,220円で換算しているわけである。実はこれも新米、旧米によつて異つた生産者価額で評価してもらうのが至当なのであるが、実際面には技術的に不可能なことであるので一応期限でくぎりをつけたわけである。その他農産物については調査課で行つている茨城県農村物価賃銀調査の各郡の平均値をもつて換算した。

その他、この調査で特別に取り扱つた原則は、

(1) 農家選定についての条件

- イ 土地を耕作する農家であること
- ロ 地帯の特殊性を代表するにあまりへだたりのある農家でないもの—たとえば、水田率の多い地帯で選ばれたもので全耕地を畑として利用するようなもの。
- ハ ある程度、農業簿記に理解と記入能力のある農家であること。

ニ 世帯が混雑して農家経済の区分が困難でないもの。

(2) 取引、その他についての原則

イ 取引はすべて発生主義によらず現金主義で取引扱つたこと、

他の経済統計の取引過程と異り、現金、現物の交換過程で調査する方法を採用した。ということは掛売りのような場合、品物を相手方に渡してもその時は記入せず、入金のおつた場合にはじめて記入する方法をとつた。たゞし例外として農業協同組合の口座に振り替えられる取引については売買取引と現金取引の二つの現金取引にわけて取り扱つた。

ロ 農業、兼業、家計を引くため一つの家計単位とする。但し分解計算も可能な方法をとる。

農民は自分が経営している農業に対して労働を提供するばかりでなく、土地、建物、家畜、農機具等の価額に相当する資本を投下している。そして農民はこれらに対する報酬として、現金による収入の外に、自家生産物を現物のまゝ受取り、家計用に消費している。この点が一般消費世帯の場合とは異つているのである。しかし農家の経営する農業、兼業を他の産業と比較しようとするれば、農業には農業の、兼業には兼業としての独自の会計単位をもうけてそれぞれの純収益を計算し、その由つて来るところを突明しなければならぬ。又農家の生活と、勤労世帯の生活を比較しようとするれば、自己の提供した労働力に対する報酬を収入とし、その労働力を再生産するための費用(家計費)を支出とする一つの会計単位(かりに家計と称する)を設ける必要がある。つまり農家経済を農業、兼業、家計の三つの会計単位に分解して観察しなければならないの

であるが、農家の現状ではこれを厳密に行うことは不可能である。そこでこの調査では原則として農業、兼業、家計を引くため一つの会計単位とし、可能な範囲で分解計算も出来る仕組をとつた。

ハ 農産、養畜、養蚕及び自家生産の農産加工は農業に含め、林業は農業以外とみなしたこと。

ニ 自家生産物については交換完了の時期を価値実現の時期とする。

これは自家生産物が現金、あるいは現物と交換され、その交換が完了したときにはじめて収入として計上されるという意味である。従つてそれが生産された時には収入として計上されない。

ホ 家計用に消費した自家生産物はそれを評価して事業収入に加算する。

これが一般消費世帯の家計費と異つて農家経済の複雑な面の一端なのであり、評価は米は生産者価額、その他は茨城県農村物価賃銀調査によつた。

ヘ 中間生産物は調査しない。

こゝで中間生産物というのは、事業用の生産物として消費された自家生産物で、たとえば、俵、カマス、むしろの原材料である糶、自家製味噌、醤油、の原材料である大豆、米、漬物の野菜類等である。従つて俵、カマス、むしろ、味噌、醤油、漬物等の取り扱い方は、これが製品になる過程においては全然記入せず、これを消費する際にはじめて記入するのである。これは生計費調査を行うためと、家計の財産を無視する原則からである。以上の外農家財産に関する調査簿である原簿については調査が完了してみないと増減形態はつかみ得ないので原簿についての記入上の約束事項は最終報告の際に記載することにする。

6. 用語の解説

他の統計調査と異り、聞なれない用語が数多く出て来るので利用される方に便ならしめる為に解説を付記する

(1) 世帯員の構成

イ 家族以外の員数とは世帯員(こゝでいう世帯員は常住世帯員をさす)中で家事使用人、まかない付同居人のように家計を共にしているもの、

ロ 農業従事者とは年間を通じて60日以上農業に従事している人をさす。

(2) 経営地の構成

イ 経営地の構成の区分は1,950年世界農業センサスにならぬ様式を統一した。

(3) 農業収入及び以下の表について

イ 現金の欄には現金取引の外、替為、小切手の取引も含めて記入してある。

ロ 内供出は現金の内書きである。

ハ 外部支払現物価額の欄には現金の伴わない部外

取引、すなわち現物と現物の交換の場合(物交)、労賃として現物で支払つたり、受取つたりした場合(現物賃銀、賃借料、その他料金として現物を支払つたり受取つたりした場合(現物料金)、または農地制度改革後にほとんどなくなつてきているが物納で小作料を支払つたり、受取つたりした場合(現物小作料)その他現金でなしに現物で行つた取引の一切が記入してある。また取引の形式をとらないで他から無償で種子や農具の交付をうけたり、贈答品、香典等を貰つたりした場合(被贈現物)等が記入してある。

二 生産現物 家計仕出額の欄には自家で生産された農産物、畜産物、林産物その他の現物及び自家加工品(自家製味噌、醤油、漬物等)を直接自家で使うために仕向けたり、または他に贈与した場合について記入してあるので、自家生産物でなければ購入や物交で得たものがたとえ自家生産物と同じ種類のものであつても、こゝには記入していない。

7、統計表の構成

統計表をみられる際にはこの統計表がどのような構成からなつてゐるものかを知ることは表を利用する上からも非常に重要なことの一つであるので概要を述べれば、

(1) 農家経済の収入は農業収入(1)と農業以外の収入(3)の二つでとることが出来る。

(2) 同様に支出は農業支出(2)、農業以外の支出(4)、租税公課(5)、家計支出(6)の四つでとることが出来る。

(3) 農業収入(1)では耕種、養蚕、養畜の一つ以上営むものが農業である定義から、耕種、養蚕、養畜による収入を農業収入とした。

(4) 農業支出では農業を営んでいるために必要な経費を一括計上するようにした。

(5) 農業以外の収入(3)では兼業又は副業による収入を

農外事業収入、労賃及び財産利用収入、その他の収入にわけ、それぞれに小計を付し一括した。

(6) 農業以外の支出(4)では農外事業収入に伴う支出を一括した。

(7) 租税公課(5)では農業のための税金、兼業のための税金、財産のための税金を一括して計上した。このことは5この調査がとつている約束(2)取引その他についての原則の口で述べたとおり農業、兼業、家計を引つくるめて一つの会計単位としたのでこゝに一括したわけである。

(8) 家計支出(6)では一般消費世帯と同様、労働の再生産のための費用を支出とする一つの単位である家計費とし、一般消費世帯のそれと対象を容易ならしめるために飲食費(食料費)、被服費、家計光熱費、住居費、保健衛生費、交通々信費、学校教育費、修養娯楽費、家計雑費、臨時費、記入洩れとし、特にエンゲル係数(一般に食料費÷総家計支出)算出に便なるように、飲食費欄に小計を付した。

(9) 財産的収入(7)、及び財産的支出(8)は他の収入、支出とは別個なものであるので別掲した。

(10) 総括計算では以上の各項目ごとの収入、支出を総括して計上した表であり、表側のいくつかの算式はこれを算出する手順を記したものである。この表ではあくまで農家の收支差引に眼目をおいて作成したものであるので農業所得、又は農家所得を算出する際は次式を参照されたい。

イ 農業所得＝農業収入－農業支出

ロ 農家所得＝(農業収入＋農業以外の収入)－(農業支出＋農業以外の支出)

又は＝(農業収入－農業支出)＋(農業以外の収入－農業以外の支出)

人 口

12月末現在の本県の人口は？

毎月人口世帯移動調査結果から

調査課人口調査係調

毎月人口帯移動調査11月との比較

| 区 分 月 別 | 世帯数 | 世 帯 数 | | | 移 動 内 訳 | | | | | | | |
|------------------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|------------|-------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | 県 外 | | 県 内 | | 出生 | 死亡 | 引揚及 び復員 | そ の 他 |
| | | | | 転入 | 転出 | 転入 | 転出 | | | | | |
| 11 月 | 380,975 | 2,058,692 | 1,001,862 | 1,056,830 | 4,328 | 4,993 | 5,859 | 5,345 | 3,204 | 1,490 | — | △ 193 |
| 12 月 | 381,116 | 2,059,893 | 1,003,026 | 1,056,867 | 3,687 | 4,841 | 4,364 | 4,514 | 3,666 | 1,602 | 7 | △ 434 |
| 増 減 | 141 | 1,201 | 1,164 | 37 | △ 641 | △ 152 | △ 1,495 | △ 831 | 462 | 112 | 7 | △ 241 |

※ △印は減